

平成30年 No.8

○東京学芸大学教育学部運営規程等の一部を改正する規程の制定について

改正理由

分野の名称変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年 2月28日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育学部運営規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年3月1日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成30年規程第8号

東京学芸大学教育学部運営規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）
- (2) 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第2号）
- (3) 東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程（平成11年規程第12号）

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：分野の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
別表第1			別表第1		
学系	講 座	分 野	学系	講 座	分 野
〔省略〕			〔省略〕		
人文社会科学系	社会科学講座	法学・政治学	人文社会科学系	社会科学講座	法学・政治学
		経済学			経済学
		社会学			社会学
		<u>社会福祉</u>			<u>社会システム</u>
〔省略〕			〔省略〕		
別表第2 〔省略〕			別表第2 〔省略〕		
別表第3			別表第3		
構成分野一覧			構成分野一覧		
学校教育系			学校教育系		
〔省略〕			〔省略〕		
教育支援系			教育支援系		
教室名	構成員数	構成分野名及び選出数	教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕			〔省略〕		
ソーシャルワーク	5	特別ニーズ教育 1	ソーシャルワーク	5	特別ニーズ教育 1
		生活科学 1			生活科学 1
		<u>社会福祉</u> 3			<u>社会システム</u> 3
〔省略〕			〔省略〕		

別表第4

関連分野一覧

学校教育系

教室名	関連分野名	
	左 欄	右 欄
[省略]		
社会科		地域研究, <u>社会福祉</u> , 文化財科学
[省略]		

教育支援系

教室名	関連分野名	
	左 欄	右 欄
[省略]		
多文化共生教育	留学生センター, 教員養成開発連携 センター	国語科教育学, 日本語学・日 本文学, 中国古典学, 日本語 教育学, 英語科教育学, 社会 科教育学, 経済学, 社会学, <u>社会福祉</u>
[省略]		

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第4

関連分野一覧

学校教育系

教室名	関連分野名	
	左 欄	右 欄
[省略]		
社会科		地域研究, <u>社会システム</u> , 文化財 科学
[省略]		

教育支援系

教室名	関連分野名	
	左 欄	右 欄
[省略]		
多文化共生教育	留学生センター, 教員養成開発連携 センター	国語科教育学, 日本語学・日 本文学, 中国古典学, 日本語 教育学, 英語科教育学, 社会 科教育学, 経済学, 社会学, <u>社会システム</u>
[省略]		

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正について

改正理由：分野の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
別表第2			別表第2		
学系	学部・大学院の研究組織		学系	学部・大学院の研究組織	
	講座	分野		講座	分野
〔省略〕			〔省略〕		
人文社会科学系	〔省略〕		人文社会科学系	〔省略〕	
	社会科学	法学・政治学		社会科学	法学・政治学
		経済学			経済学
		社会学			社会学
		<u>社会福祉</u>			<u>社会システム</u>
〔省略〕			〔省略〕		
〔省略〕			〔省略〕		
<p><u>附 則</u> この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>					

東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程の一部改正について

改正理由：分野の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
別表	別表
部局の長	部局の長
毒物等管理責任者	毒物等管理責任者
〔省略〕	〔省略〕
人 文 社 会 科 学 系 学 系 長	人 文 社 会 科 学 系 学 系 長
〔省略〕	〔省略〕
<u>社会福祉分野主任</u>	<u>社会システム分野主任</u>
〔省略〕	〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</u>	